

地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領【一部抜粋】

平成20年 2月29日 国総計第101号
改正 平成20年11月26日 国総計第70号
改正 平成21年 2月25日 国総計第92号

5. 地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価

(1) 地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画に基づく事業については、法定協議会において、事業の実施状況の確認、評価を行い、評価等の結果については、1月末までに、地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）に報告するとともに、公表するものとする。地方運輸局等においては、当該評価（自己評価）等を基に二次評価を行い、法定協議会に対し、評価結果を通知するとともに、必要に応じて、地域公共交通総合連携計画の策定に関する助言等を行うこととする。

(2) 地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業については、毎年度、法定協議会において、事業の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ事業計画の見直しを行うとともに、評価等の結果については、毎年1月末までに、地方運輸局等に報告するとともに、公表するものとする。地方運輸局等においては、当該評価（自己評価）等を基に二次評価を行い、法定協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求めるものとする。

なお、事業計画を見直した場合、法定協議会は、当該事業計画を速やかに地方運輸局等又は地方航空局に提出し、地方運輸局長等又は地方航空局長の認定を受けることとする。事業計画を見直さない場合、法定協議会は、初年度に認定を受けた事業計画どおりに次年度も事業を実施する旨、地方運輸局長等又は地方航空局長に通知することとする。

さらに、法定協議会においては、最終年度において、事業計画全体の目標に対する評価を行う等事業の実施状況の確認、評価を総括するとともに、当該評価等の結果について、1月末までに、地方運輸局等に報告するとともに、公表するものとする。地方運輸局等においては、当該評価（自己評価）等を基に二次評価を行い、法定協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、本格実施に向けた助言等を行うこととする。

(3) 地域公共交通活性化・再生総合事業（地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画に基づく事業及び地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業）に関する二次評価を実施する際には、各地方運輸局等において、各担当部長等及び学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会を設置することとする。

(4) 二次評価の結果を含む事後評価の結果については、毎年2月末までに、地方運輸局等から国土交通省総合政策局へ提出することとする。

(5) 上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び法定協議会において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

調査事業に係る事後評価項目

I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

- ① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。
- ② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

2 地域公共交通に関する目標の設定

- ① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標（案）をできるだけ具体的に設定したか。
- ② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

- ① 地域公共交通に関する目標（案）を達成するための事業（案）が選び出されたか。また、地域公共交通に関する目標（案）と事業（案）との関係は合理的か。

III 自立性・持続性

1 事業の実施に向けての準備

- ① 地域公共交通に関する目標（案）を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。
- ② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。
- ③ 事業の実施主体が検討されたか。

2 事業の実施環境

- ① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。
- ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。

IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

1 協議会における審議体制等

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。
- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

2 協議会における審議

- ① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。
- ② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

3 地域関係者の実質的な合意形成

- ① 地域公共交通に関する目標（案）やそれを達成するための事業（案）等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

1. 趣旨

関東運輸局が、地域公共交通活性化・再生総合事業（以下「総合事業」という。）の二次評価を実施するに当たり、本会議を通じて学識経験者等から助言を受けることにより、総合事業の事後評価を充実し、もって、地域における総合事業の取り組みが効果的・効率的に推進されることを目的とする。

2. 審議事項

- ① 総合事業の実施状況について、関東運輸局が法定協議会に対して実施する二次評価に関する審議・助言。
- ② 総合事業の制度運用、その他、地域公共交通の活性化・再生を図るための施策に関する助言。

3. 委員

【学識経験者】

- ① 中村 文彦氏 横浜国立大学大学院工学研究院 教授
- ② 轟 朝幸氏 日本大学理工学部社会交通工学科 教授
- ③ 元田 良孝氏 岩手県立大学総合政策学部 教授

【関東運輸局関係部長】

- ④ 企画観光部長
- ⑤ 鉄道部長
- ⑥ 自動車交通部長
- ⑦ 海事振興部長

<事務局> 関東運輸局企画観光部交通企画課

4. その他

○総合事業を実施する法定協議会の関係者及び関係都県・市町村の職員は、事務局に連絡することにより、会議の議事を傍聴することができることとする。